

長野市復興だより ワン・ハート

ONE  HEART

りんごの産地・長沼を盛り上げたい

長沼林檎生産組合 ぽんど童

遊休農地が増加する長沼地区で、りんごの産地を守ろうと、2010年に結成した「長沼林檎生産組合ぽんど童(以下、ぽんど童)」。2019年の台風被災後は同地区の広大なりんご畑の復旧のために農業ボランティアさんの調整など、復興においても重要な役割を担ってきました。組合長の徳永慎吾さん、組合員の田中克樹さん・宏樹さん、小林俊夫さんにお話を伺いました。

ぽんど童では、どんな活動を行っていますか？

現在18名の組合員がいて、高齢化などで続けられなくなった先輩方の畑を皆で管理し、りんごの産地を維持していく活動を行っています。共同で管理している畑の面積は、約2ha。メンバー各自の畑と繁忙期を分散させるために、収穫時期が早い夏あかり、紅玉、秋映、スリムレッド、グラニースミスの5品種を栽培しています。2019年の被災直後は、大勢の農業ボランティアさんに泥出し作業などを行っていただき、被災翌年の2020年からりんごの栽培ができるようになり、大変感謝しています。被災によって離農した方の畑を引き継いだり、更地にしてしまった土地にりんごの苗木を植える活動にも取り組んでいます。苗木からりんごが



新たに植樹したりんご(グラニースミス)の苗木

収穫できるまでには数年かかり、その間は収益が見込めませんが、更地にしたままにするよりは、少しでも多くのりんごの木を植えることで、りんご産地としてのブランド力を高めていきたいと思っています。

被災前後で変わったことは？

ぽんど童の畑で収穫したりんごは、基本的に農協経由で市場に出荷していますが、被災により注目が高まったこともあり、「ぽんど童のりんご」ということで、私たちの活動を理解していただけるような場所に出荷できる体制が徐々にできてきました。そうやって、付加価値を付けることで単価もよく取引させていただき、活動がしやすくなったことはありがたいことです。



収穫したりんごを農協に搬入

今後の課題と目標は？

最大の課題は、農家の後継者問題です。今後、今いる人たちだけではカバーしきれない部分も出てくるので、ぽんど童が新規就農者を迎え入れる受け皿となり、私たちと一緒に地域を盛り上げてくれる人を増やせればと思います。そのためにも、いいりんごを毎年作り続けること。“被災地”という認識ではなく、“おいしいりんごの産地”として、長沼を盛り上げていきたいと思っています。



「ぽんど童」の名前は英語のpond(沼)と童(こども)から。「長沼っ子」の象徴としてりんご畑を守っていくという思いが込められている。

①被災代替家屋に係る不動産取得税の減免制度について

災害により滅失又は損壊した家屋(被災家屋)の所有者が、被災から3年以内に被災家屋に代わる家屋(代替家屋)を取得した場合に、不動産取得税が減免される制度があります。令和元年東日本台風災害において、この制度が適用となる代替家屋の取得の期限が近づいています。不動産取得税に関するご相談は、長野県総合県税事務所課税課課税第二係までお願いします。

ご相談・お問い合わせ先

長野県総合県税事務所課税課課税第二係 TEL: 026-234-9565

②住宅の復旧に向けた技術的アドバイスを継続して行っています

建築住宅に関する様々なご相談に対して、建築士等の専門家が電話などによる技術アドバイスを随時行います。また、相談内容に応じて専門機関の紹介をします。お電話でご相談ください。

お問い合わせ先

長野県建築相談連絡会(事務局:(公社)長野県建築士会)

TEL: 026-235-0561(月~金曜日(祝休日除く)10:00~16:00) e-mail:n-shikai@avis.ne.jp

③建築士による建築・住宅相談を実施します

7月1日【建築士の日】に併せて、建築・住宅相談を実施します。令和元年東日本台風災害被災者の皆様への住宅等の復旧支援相談も行います。なお、当日はWEBを活用したオンライン相談も予定しています。

お問い合わせ先

▼開催日時
令和4年6月26日(日)
10:00~12:00、13:00~16:30

▼開催場所
長野県建築士会館 3階会議室

▼申し込み
事前予約が必要です。詳しくはホームページか電話でお問い合わせください。

▼お問い合わせ先
長野県建築相談連絡会(事務局:(公社)長野県建築士会)
TEL: 026-235-0561(月~金曜日(祝休日除く)9:00~17:00)
<http://www.nagano-kenchikushikai.org/soudan/>

④融資を受けて住宅再建を行う方へ 補助申請をお忘れなく

対象となる方

自己所有する住宅が被災し、住宅の建設・購入・補修に際して金融機関からの融資を受ける方のうち世帯主または世帯主と同居する方

補助額

下記の利子相当額を一括で補助します。(限度額あり)

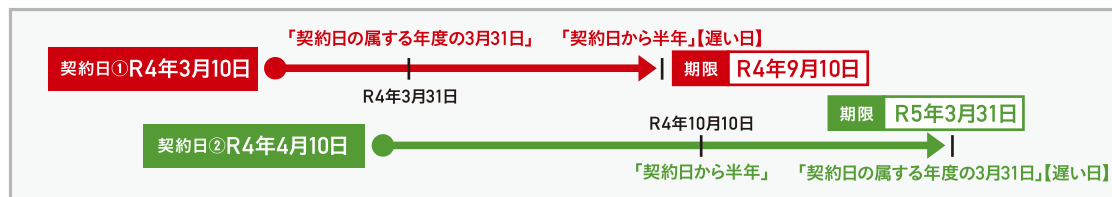
建設・購入/20年借入を想定した場合の当初10年分 補修/10年借入を想定した場合の当初5年分

申請期限

金銭消費貸借契約の「契約日から半年」又は「契約日の属する年度の3月31日」のいずれか遅い日まで

例① 契約日: 令和4年3月10日 ⇒ 申請期限: 令和4年9月10日

例② 契約日: 令和4年4月10日 ⇒ 申請期限: 令和5年3月31日



対象融資

令和4年11月30日までに「申込みを行った災害復興住宅融資」または「貸付けを受けた民間金融機関融資」

お問い合わせ先

長野県建設部建築住宅課 TEL: 026-235-7339

詳細は県ホームページ([長野県 災害復興住宅](#))で検索)で確認ください。

⑤住宅金融支援機構からのお知らせ

令和元年東日本台風の災害復興住宅融資の受付期限は **令和5年10月31日まで** となっています。

ご相談は、お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)0120-086-353(通話無料)へ

